

薬物乱用の現状と対策

平成24年10月

厚生労働省

医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

1. 主要な国の薬物別生涯経験率

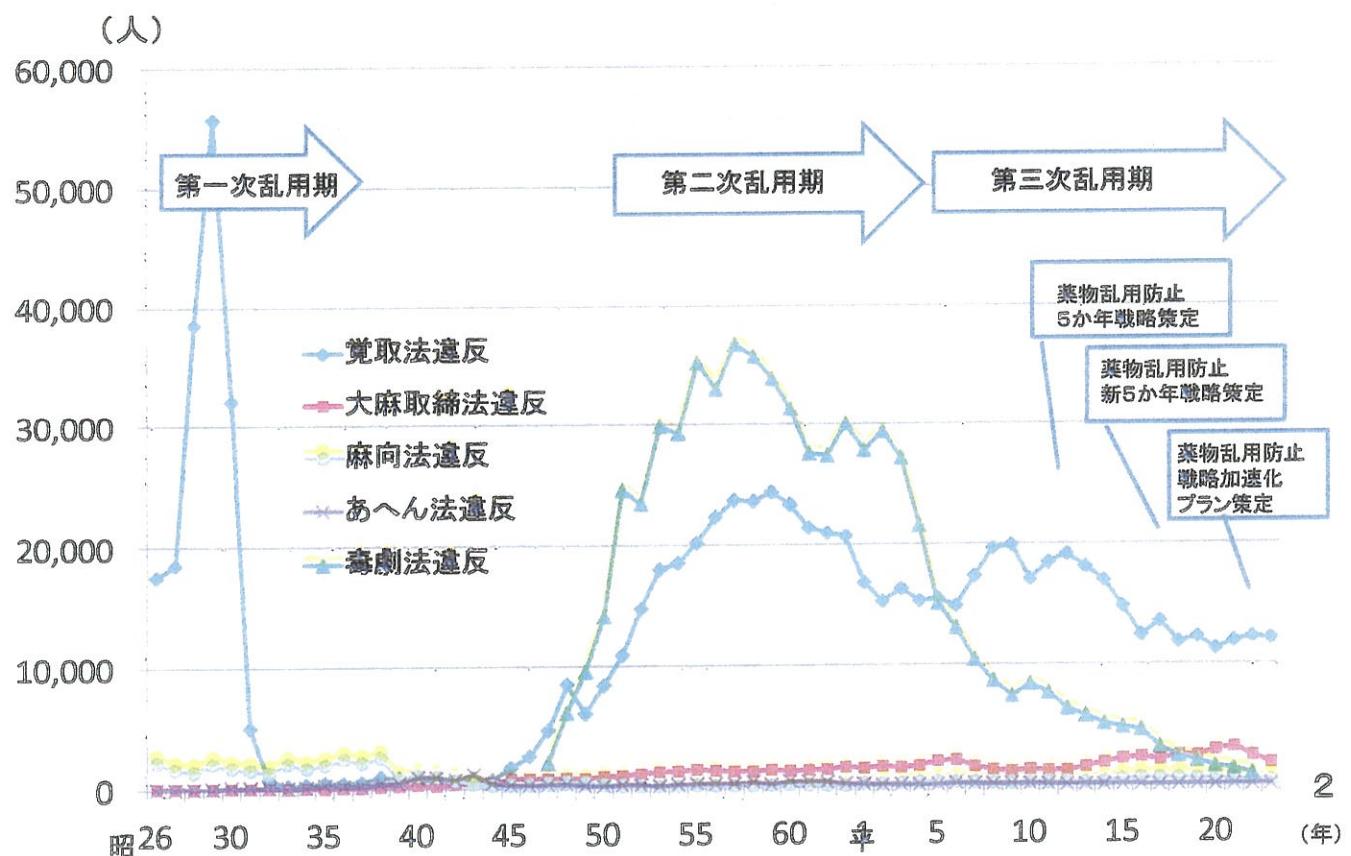
国別	調査年	対象年齢	生涯経験率(%)				
			大麻	覚せい剤※	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2009	18-64歳	25.6	3.7	2.4	3.3	—
フランス	2010	15-64歳	32.1	1.7	2.4	3.7	—
イタリア	2008	15-64歳	32.0	3.2	3.0	7.0	—
イギリス	2006	16-59歳	30.2	11.9	7.5	7.7	—
アメリカ	2010	12歳以上	41.9	5.1	6.3	14.7	1.6
日本	2011	15-64歳	1.2	0.4	0.1	0(誤差内)	0(誤差内)

※アメリカ、日本はメタンフェタミン、その他の国はアンフェタミンの生涯経験率

日本における薬物(有機溶剤除く)の生涯経験率は1.5%
(有機溶剤の生涯経験率は1.6%)

出典:日本の数値は、平成23年度厚生労働科学研究「薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題に関する研究」より
それ以外の各國の数値は、EMCDDA(欧洲薬物・薬物依存監視センター)資料、
HHS(米国保健社会福祉省)資料をもとに作成

2. 薬物事犯検挙人員の推移

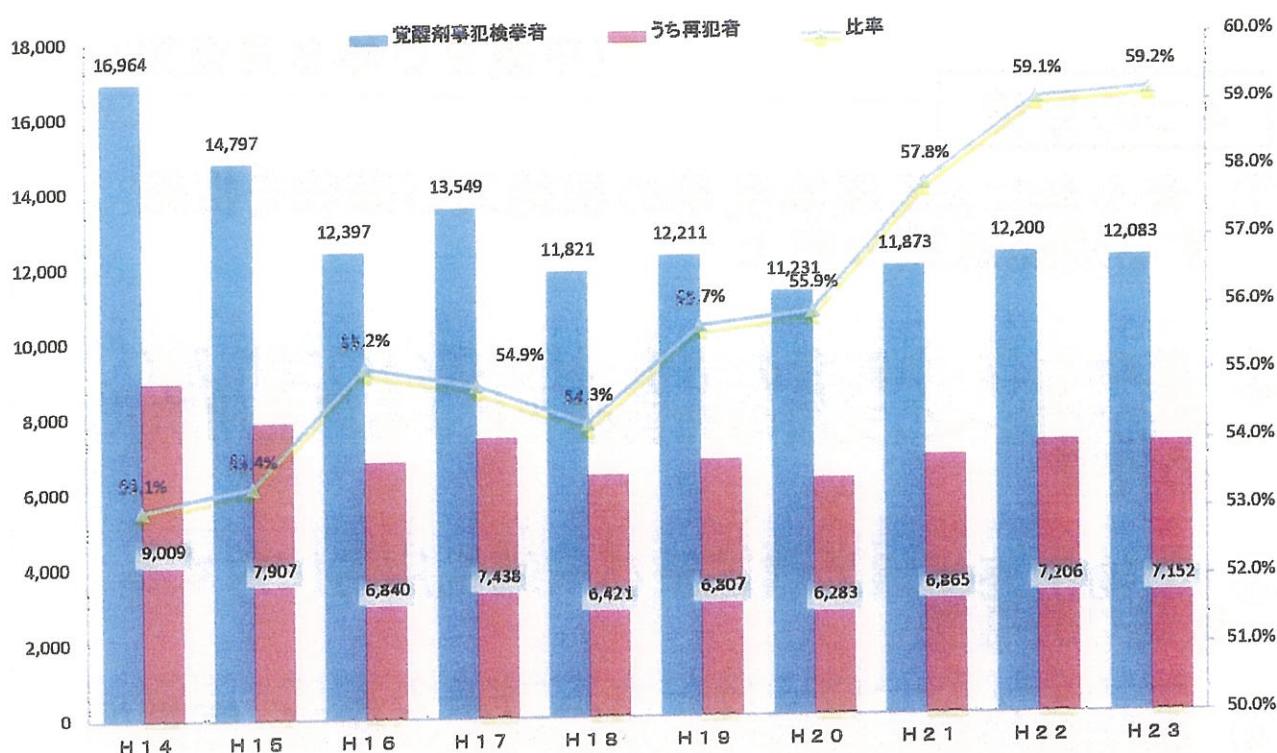


3. 麻薬・覚醒剤等事犯検挙人員の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
覚せい剤取締法	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083
大麻取締法	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759
麻薬及び 向精神薬取締法	542	601	429	375	346
うちヘロイン	15	15	16	22	19
うちコカイン	114	120	135	112	99
うちMDMA	312	311	140	93	86
あへん法	47	21	28	23	12
合計	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200

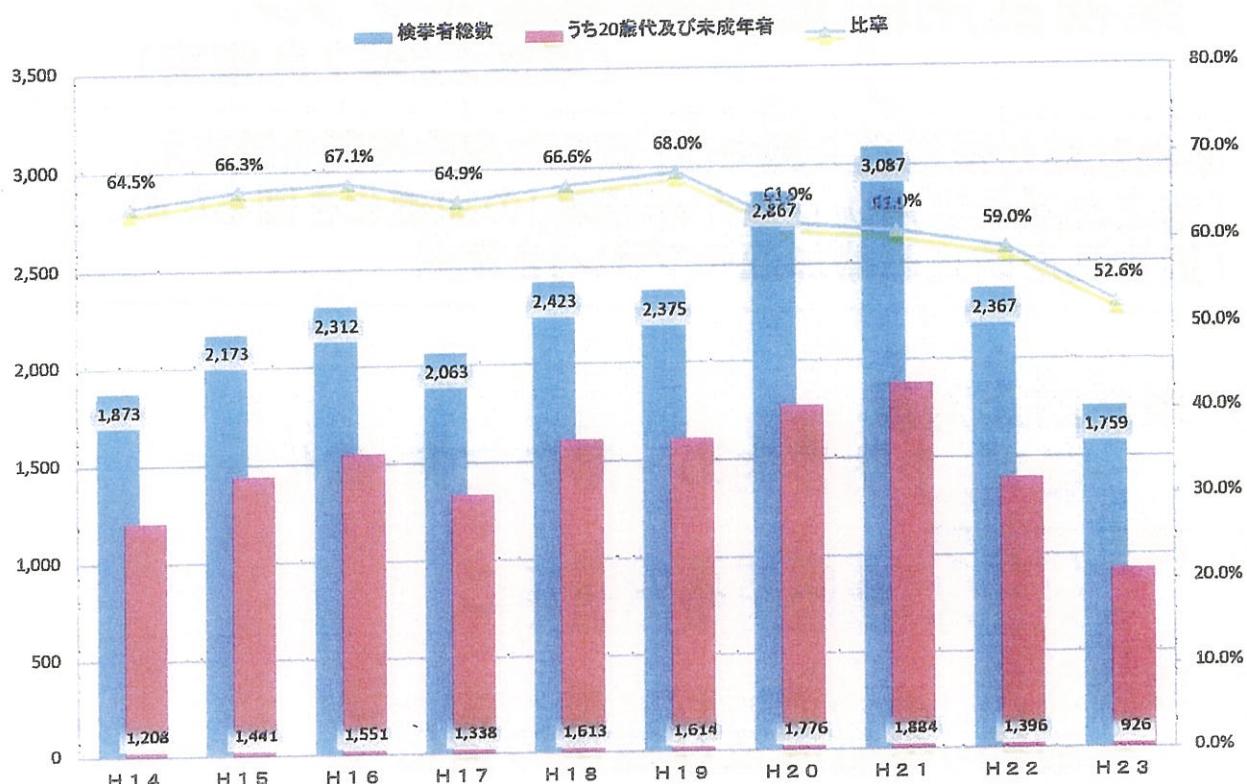
(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による) 3

4. 覚醒剤事犯者と再乱用者の推移(過去10年)



4

5. 大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)



5

6. 第3次薬物乱用防止5ヶ年戦略

(平成20年8月策定)

4つの目標

- ① 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物を拒絶する規範意識の向上
- ② 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- ③ 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- ④ 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

6

7. 薬物乱用防止戦略加速化プラン

(平成22年7月策定)

薬物乱用対策推進会議では、深刻な薬物情勢を踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の加速化を図るため、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定

① 未然防止対策

～教育・予防啓発の一層の充実・強化～

② 再乱用対策

～取組み・離脱対策の強化～

③ 取締対策

～取締りの徹底及び連携の強化～

④ 水際対策

～国際連携・協力の強化及び水際対策の徹底～

7

8. 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の薬物乱用防止対策 (平成24年8月策定)

薬物乱用対策推進会議で、違法ドラッグを使用した者が、意識障害等の健康被害を起こす事例が多発していることから、更なる乱用拡大を防止するために策定

○ 指定薬物への指定の追加化

- ・薬事・食品衛生審議会(薬事分科会指定薬物部会)の開催頻度を増加
- ・新しい製品に対する毒性検査のための強制収去制度を導入(薬事法改正)
- ・包括指定(化学構造が類似する物質群を包括的に規制)の導入を検討

○ 販売事業者に対する取締り等の強化

- ・販売実態の把握と販売店舗に対する指導・警告を実施
- ・規制薬物・指定薬物に対する取締りを強化、刑罰法令を適切に適用
- ・薬物鑑定体制・装備資機材を整備
- ・麻薬取締官(員)に指定薬物に対する取締り権限を付与(薬事法改正)

○ 連携機関の連携強化

- ・消費生活センターと薬務・取締機関とのネットワークを構築
- ・指定薬物の取締りに関する水際連携を強化

○ 予防啓発の強化

- ・薬物乱用防止教室や薬の専門家による広報啓発を推進
- ・海外旅行者に対し薬物の危険性について注意喚起
- ・情報を一元的に収集・提供できる仕組と相談体制を整備
- ・夏休み期間において販売店舗に入店しないようパトロールを推進

8

9. 厚生労働省における薬物乱用対策

○ 薬物乱用防止啓発活動の充実

- ①正確な情報の提供
- ②学校、家庭における啓発
- ③地域を主体にした啓発活動

○ 薬物犯罪の取締り徹底

- ①薬物密売に関する捜査の徹底
- ②悪質・巧妙化する薬物事犯への対応
- ③インターネットを介した違法薬物への対応

○ 亂用される薬物等の規制・管理徹底

○ 薬物中毒者・再乱用防止対策

○ 亂用薬物・薬物依存等に関する研究の推進

○ 國際機関や各國取締り機関との連携

9

10. 厚生労働省における違法ドラッグ対策

(1) 監視指導・取締りの強化

・指定の迅速化、予防的指定

指定のための要件となっている部会の開催頻度を増やすとともに、海外の流通実態や危険情報をもとに指定を行う。

・指定の迅速化のための環境整備

速やかに毒性を検査・分析するため、行政が強制的に収去できるよう必要な法改正を行うとともに、試験検査体制の整備を進める。

・包括指定

化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定について、課題を検討し、速やかに結論を得る。

・取締りの強化

都道府県警察と都道府県の薬務行政担当者が連携して、特に、店頭販売やインターネット販売について取締りを強化する。

・麻薬取締官・員による指定薬物の取締り

薬物について専門的知見を有する麻薬取締官・員が、指定薬物についても取締りを行うことができるよう必要な法改正を行う。

(2) 予防啓発の強化

・講演と資料配付、ポスターの掲示

関係団体と協力して、学校薬剤師や薬物乱用防止指導員による違法ドラッグの危険性についての講演を行うなど、広報啓発を行うとともに、薬局、公共的スペース等に違法ドラッグ使用厳禁に係るポスターを掲示する。

・パトロールの実施

青少年が違法ドラッグを販売する店舗に入店しないようパトロールを行う。

・ポスター等による啓発

関係団体とも連携して、違法ドラッグに重点を置いた情報提供や啓発活動を推進する。

・薬物乱用防止教育

中高生に違法ドラッグを含めた薬物乱用防止教育を実施して、危険性などについて啓発する。また、保護者に対しても啓発を進める。

・一元的に情報提供・啓発するための新たな仕組み

違法ドラッグに係る情報を一元的に収集・提供できる仕組みを設けるとともに、違法ドラッグに関する相談に応じる体制を整備する。

・くすり教育

違法ドラッグに係る啓発・教育の前提として、小学生の頃から薬に関する正しい知識を付与し、インターネットなどで安易に薬を購入することのないよう教育していくため、教育現場と薬剤師が連携して薬に関する教育啓発を進める。同時に、保護者にも関連した啓発を進める。 10

11. 薬物規制に関する法律

麻薬及び向精神薬取締法	麻薬	あへんアルカロイド コカインアルカロイド 合成麻薬	モルヒネ、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)等 コカイン等 ペチジン、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB 等
	向精神薬	睡眠薬 精神安定剤 食欲抑制剤 鎮痛剤 中枢神経興奮剤	トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等 メプロバメート等 フェンテルミン、マジンドール等 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等 メチルフェニデート(リタリン)等
		麻薬向精神薬原料	サフロール、無水酢酸、エルゴタミン、リゼルギン酸等
	あへん法	けし、あへん、けしがら	
大麻取締法		大麻草及びその製品(大麻樹脂を含む)。 ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く。	
覚せい剤取締法	覚醒剤	アンフェタミン、メタンフェタミン等	
	覚醒剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸等	
麻薬特例法			
薬事法	指定薬物	亜硝酸イソブチル、JWH-122等	
毒物及び劇物取締法	興奮、幻覚又は麻醉の作用を有する毒物・劇物	トルエン、シンナー等	11

12. 亂用薬物の種類・作用

興奮作用

覚醒剤
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚せい剤取締法

コカイン

メチルフェニデート

(リタリンー向精神薬)

※不適正使用の場合

MDMA

LSD

麻薬及び向精神薬取締法

幻覚作用

マジックマッシュルーム

麻薬158種類
向精神薬80種類

ヘロイン
モルヒネ

睡眠薬(向精神薬)
※不適正使用の場合

抑制作用

大麻

大麻樹脂

大麻取締法

あへん(けしほうず)

あへん法

12

違法ドラッグ

- 覚せい剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加され、多幸感を得ることを目的として、合法ハーブ、お香、などと称し、ヘッドラップ、インターネット等で販売され、若者を中心に乱用が見られる
- 亂用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウェードラッグ(入門薬)となるおそれ
- 幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、厚生労働大臣が「指定薬物」として指定。県の薬事監視員が監視・指導

「お香」「ハーブ」などとして販売
(大麻類似成分など)

「ビデオクリーナー」などとして販売
(幻覚剤類似成分など)

「植物肥料」などとして販売
(覚せい剤類似成分など)



違法ドラッグ販売業者数(全国)
(平成24年3月時点、都道府県報告)

販売形態	業者数
店舗・露店	203
インターネット	52
店舗&インターネット	134
合計	389

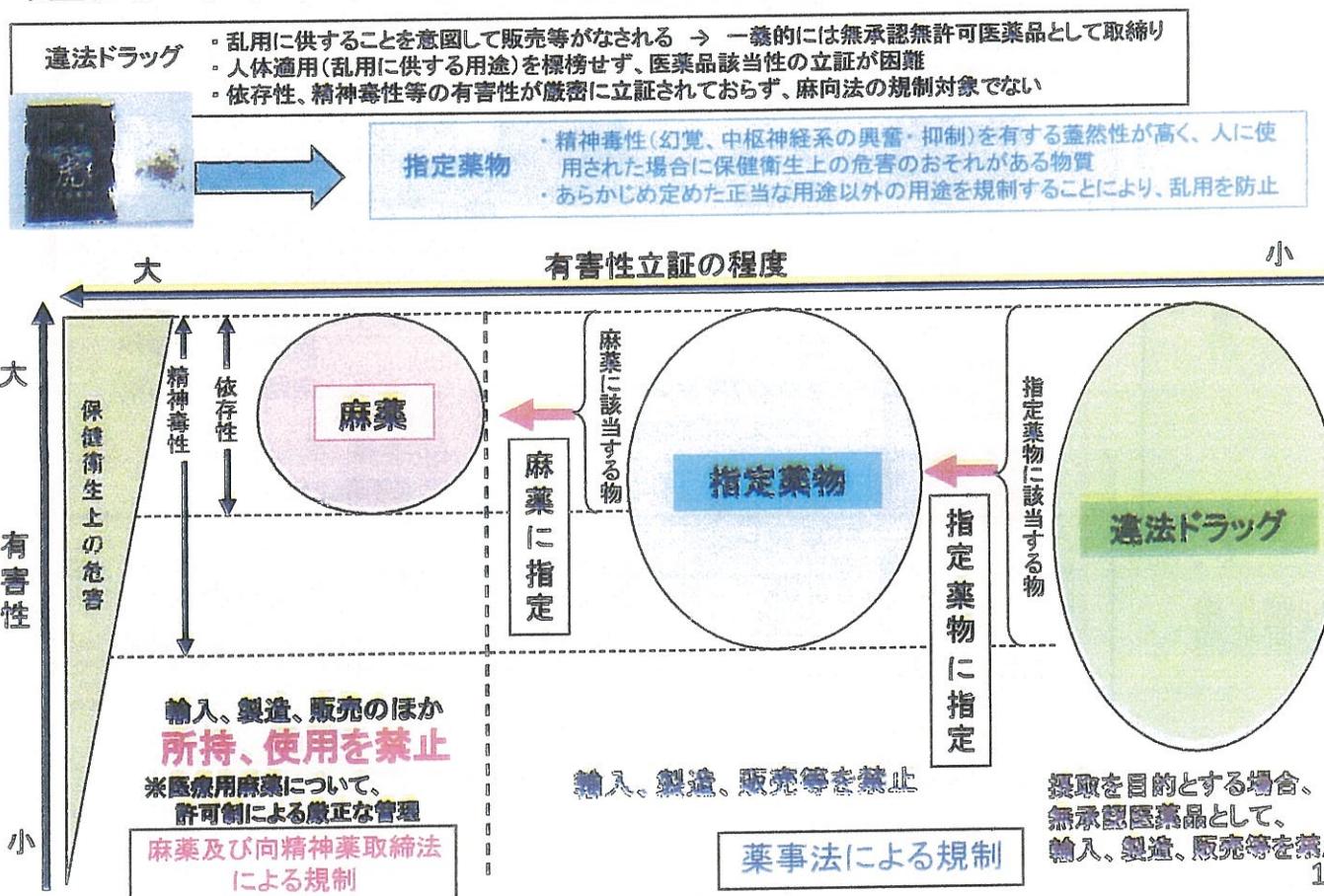
違法ドラッグ使用による健康被害
(新聞報道等による集計)

114例(2011年)、34例(~2012年3月)
(東京都、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県、名古屋市など)

症状:

意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難など 13

違法ドラッグ対策: 3段階の規制



違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策

背景・問題点(課題)

- ★ヘッドショップ、露天等による直接販売に加え、インターネットによる販売など、組織化・広域化の傾向
- ★販売が暴力団等の組織犯罪グループにより行われることがあり、薬事監視員による監視指導には限界
- ★規制を逃れるため新たな乱用薬物を海外から次々に導入しており、規制と規制のがれのいわゆるイタチごっここの状態が続いている
- ★ネット、メディア等を通じて「合法」、「使っても罰せられない」などといった情報が流布
- ★乱用による健康への影響について、国民に十分知られていない

制度改正による違法ドラッグの規制強化

対策の方向性

麻薬取締官(員)による取締

- ・国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に関する取締権限等を付与

指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

- ・薬事監視員等が、立入検査の際に指定薬物である疑いがある物品を発見した場合、検査のために収去できるようにする

違法ドラッグに係る情報提供や啓発活動の推進

- ・違法ドラッグ乱用による健康影響の情報提供
- ・違法ドラッグの乱用防止、正しい知識の普及啓発を促進（「個人輸入・指定薬物適正化対策事業」の実施）

警察と連携した違法ドラッグ販売者への監視指導

- ・定期的な監視指導、販売自歎要請、立入調査等を実施

指定薬物の指定の迅速化

- ・海外で流通実態のある物質を国内流通前に指定
- ・薬事・食品衛生審議会指定薬物部会の開催頻度の増加

指定薬物の包括的な指定の検討

- ・化学構造を一部変更した物質も含めた包括的な指定ができるか検討

13. 厚生労働省における啓発活動

①青少年に対する予防啓発

○啓発読本の作成・配布(小6保護者、高3など)



○薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業

・薬物乱用防止キャラバンカー



【キャラバンカーの稼働状況】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運行数(箇所)	1,292	1,271	1,350	1,352	1,276
うち小学校	864	863	915	932	930
うち中学校	273	248	251	236	187
うち高校	28	29	28	41	19
その他※	127	131	156	143	140
見学者数(人)	166,186	171,726	195,427	174,611	145,681

※その他は地域行事等

16

○違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の対策について



・内閣府と警察庁との連名でポスターとチラシを作成し、関係機関に配布

・7月1日の指定薬物指定と8月3日の麻薬指定にあわせて、広告を厚生労働省ホームページ上に作成
・夏休みにおける「違法ドラッグ」対策として、都道府県と薬剤師会に配布し、青少年の多く立ち入るところにポスター掲示とチラシ配布を依頼

17

② 地域における国民的啓発運動の実施

○ 不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)



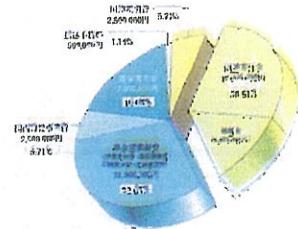
不正大麻・けし発見、除去本数

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大 麻	987,768	1,357,285	2,386,953	921,518	2,151,917
け し	1,778,058	2,241,688	1,089,522	1,484,750	948,801
合 計	2,765,826	3,598,973	3,476,475	2,406,268	3,100,718

○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)



2011年度「国庫支拂資金総額」
35,474,053円



○ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)



18

③ 厚生労働省ホームページにおける情報発信

○ 薬物乱用防止に関する情報のページ

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>)

厚生労働省
麻薬取締官



行政・規制



④ 政府広報を活用した啓発

○ 厚生労働省 麻薬取締官

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1455.html>)

○ 大麻所持・栽培は重大犯罪です

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2452.html>)



○ TKB/大麻・けし撲滅ハンター養成所！

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/contents/200905.html>)

○ 自分自身のため。そして大切な人のために。薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200910/3.html>)

○ 体と心をボロボロにする薬物乱用

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2897.html>)



19

14. 地方厚生局麻薬取締部の概要

①組織

7局 : 北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局

1支局: 四国厚生支局

1支所: 沖縄

3分室: 横浜、神戸、小倉



②定員 270人(平成24年4月)

③職務

・捜査

- ・正規薬物の不正流通防止

- ・薬物乱用防止の啓発活動

- ・中毒者対策

九州厚生局 麻薬取締部

- ・鑑定

- ・国際協力



20

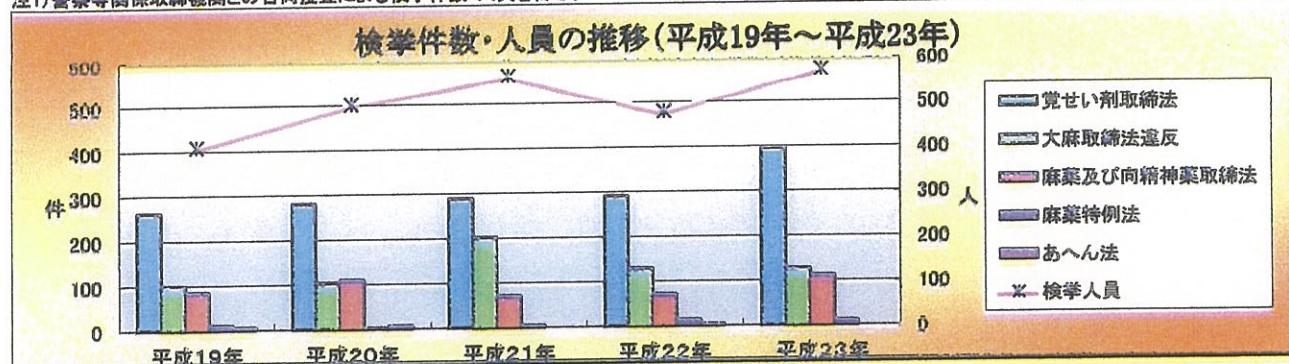
④麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

1. 法令別検挙件数・人員

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
覚せい剤取締法	件数	262	281	289	292	306
	人員	215	246	249	240	321
大麻取締法	件数	100	104	203	130	126
	人員	99	125	220	144	138
麻薬及び向精神薬取締法	件数	85	110	72	71	113
	人員	76	120	80	73	104
麻薬特例法	件数	10	2	5	14	11
	人員	13	3	13	20	16
あへん法	件数	6	7	0	4	0
	人員	6	7	0	2	0
合計件数		463	504	569	511	646
合計人員		409	501	562	479	673

注1) 警察等関係取締機関との合同検査による検挙件数・人員を含む。

検挙件数・人員の推移(平成19年～平成23年)



2. 主な薬物の押収量

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
ヘロイン(g)	299.6	0.3	0.2	23.5	1.1
コカイン(g)	661.5	264.0	145.3	163.2	154.1
MDMA等銘記剤型合成麻薬(錠)	6,666	7,407	5,558	923	1,107
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	27.9	6.2	13.1	37.1	6.0
大麻草(本)	306	265	554	1,743	218
大麻樹脂(kg)	7.5	0.5	0.2	2.0	0.5
あへん(g)	168.3	25.6	0	3.8	0
覚醒剤(kg)	12.9	300.4	10.3	2.0	11.8

22

15. 薬物統制に係る国際条約・国際機関

○麻薬に関する單一条約(單一条約)

1961年採択

ヘロイン、コカイン、大麻等の国際取引、
取締等を規定

○向精神薬に関する条約(向精神薬条約)

1971年採択

單一条約の対象外の向精神薬に関する
国際的統制を規定
(注 覚せい剤は本条約にて規定)

○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止 に関する国際連合条約(麻薬新条約)

1988年採択

マネー・ロンダリングの処罰、不法収益の
没収、原料等を規定

